

埼玉県野球連盟南部連合会 規約

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、埼玉県野球連盟南部連合会と称する。

第2条 本会の事務所は、会長所属支部に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、埼玉県野球連盟（以下「県連」という。）の主催及び後援等に関わる各事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 各種野球大会及び予選会の開催
2. 野球に関する研究会及び講習会の開催
3. 各支部相互の親睦を図る事業
4. その他目的達成に必要な事業

第3章 組織

第5条 本会は、県連に加盟する埼玉県南部地区の支部により組織する。

第4章 役員

第6条 本会は、次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 理事長 1名
4. 副理事長 若干名
5. 理事 若干名
6. 評議員 若干名
7. 会計 2名
8. 監査 2名

第7条 会長及び副会長は、評議員会で選出する。

会長は、本会を代表し会務を総括する。

副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは代行する。

第8条 理事は、評議員会において選出する。会長が必要と認めたときは理事会の承認を得て、理事総数の3分の1を超えない範囲において指名委嘱することができる。

第9条 理事は、互選により理事長を選出する。

第10条 理事長は、理事会を代表し会務を執行する。

理事長は、会長又は副会長に事故あるときは代行する。

理事長は、緊急を要する事項で理事会に諮る時間的余裕がないときはこれを執行することができる。この場合には、次の理事会の承認を得るものとする。

第11条 評議員は、各支部から1名選出する。

評議員であって理事に選出されたものは、評議員の資格を保有する。

評議員は、評議員会を構成し本会の重要事項を決議する。

第12条 会計は、理事会の承認を経て会長が委任する。

第13条 監査は、理事会の承認を経て会長が委任し会計を監査する。

第14条 本会は、顧問及び相談役を置くことができる。

第15条 役員任期は、2年間とする。ただし、留任を妨げない。

補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 会議

- 第16条 本会の会議は、評議員会および理事会とする。
会議は、出席者の過半数の議決をもって決める。
- 第17条 評議員会は、毎年1回定時に招集する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に招集することができる。
評議員会は、会長が招集し議長となる。
- 第18条 理事会は、必要に応じ理事長が招集し議長となる。
会長および副会長は、理事会に出席し発言することができる。
会長が出席する場合の議長は、会長がこれにあたることができる。

第6章 会計

- 第19条 本会に加盟する支部は、定められた会費を納入する。
- 第20条 本会の経費は、会費、補助金及び寄付金その他の収入で支弁する。
- 第21条 本会は、次の帳簿を備える。
1. 金銭出納簿
 2. 会計徴収簿
 3. 支部名簿
 4. 役員名簿
- 第22条 本会の会計年度は、1月1日から12月31日までとする。

第7章 加盟および脱退

- 第23条 本会会員は、本会の地域内で県連に加盟登録されたときから会員と認める。
- 第24条 本会会員は、県連支部の資格を失ったときから脱会とする。

第8章 規律

- 第25条 本会の名誉を著しく傷つけたとき、又、県連の定める大会規約等に違反した場合は、評議員会においてその処分をする。

第9章 その他

- 第26条 本規約の施行についての必要な細則は、理事会において定める。
- 第27条 本会に専門部会を置くことができる。専門部会の規則は、別に定める。

附則

本規約は、昭和59年5月24日から施行する。

附則

本規約は、平成30年2月10日から施行する。

附則

本規約は、令和4年2月12日から施行する。

◎ 大会規律（県連に準じる）

大会に対して不正を行ったチームに対しては、次の措置を行う。

- 1 試合中発見された場合は、相手チームに勝利を与える。
- 2 試合終了後発見された場合は、次の相手に勝利を与える。
- 3 決勝終了後発見された場合は、準優勝者を優勝者とする。
ただし、個々の選手の不正は、チームの責任とする。